

支払通知書

POINT

上場株式等の配当等または特定公社債等の利子等については、支払を受ける者の住所・氏名・支払金額等が記載された支払通知書が証券会社等から支払を受ける個人に交付されます。ただし、特定口座（源泉徴収あり）で受入れた配当等または利子等については交付されません。

1 支払通知書の交付

- ・個人が証券会社等から上場株式等の配当等・利子等、オープン型証券投資信託の収益分配、みなし配当の支払を受ける場合には証券会社等から支払通知書が交付されます。ただし、特定口座（源泉徴収あり）で受入れた配当等・利子等については交付されません。
- ・支払通知書には支払を受ける者の住所・氏名・支払金額等が記載されます。
- ・支払通知書は、原則として証券会社等ごとに支払確定日から1ヶ月以内に交付されます。ただし、証券会社等がその年に支払った配当等または利子等の合計額を記載した支払通知書を作成する場合、支払確定日の翌年1月31日までに交付されます（みなし配当を除きます）。
- ・支払通知書、特定口座年間取引報告書等の交付をする者は、その交付を受ける者の承諾を得て、これらを電磁的手法により提供することができます。
ただし、期限を定めて承諾を求めたが、その交付を受ける者が期限までに回答しない場合には、承諾があったものとみなし、電磁的手法により提供できます。

2 特定口座（源泉徴収あり）を開設している場合

特定口座（源泉徴収あり）で受入れた配当等・利子等については特定口座年間取引報告書 **P.149** がその支払を受けた個人に交付されるため、支払通知書は交付されません。

配当金の支払通知書

銘柄名	お支払日	配当単価(円)	数量
〇〇株式会社	2023年6月26日	15.000000	100
配当金額(税引前)(円)	所得税	地方税	お受取金額
1,500	229	75	1,196
備考：		配当基準日：2023年3月31日	

配当所得の収入金額
(源泉徴収前の配当合計額)

所得税・復興特別所得税
の源泉徴収税額

住民税の源泉徴収税額

源泉徴収が行われている場合には、原則として確定申告は不要です。

ただし、確定申告を行うことにより、配当控除の適用や源泉徴収税額の還付を受けられる場合があります。

配当等や株式等の譲渡対価を受領する者の告知

POINT

- ①配当等や株式等の売却益にかかる税金は、配当等や株式等の譲渡対価の支払を受けた個人が自ら所得を計算し納税することが原則です。そこで、課税当局が申告漏れ等をチェックできるように所得税法では「告知」と「支払調書」の制度が設けられています。
- ②個人が配当等や株式等の譲渡対価の支払を受ける際には、証券会社等に本人確認書類を提示して氏名・住所・個人番号（マイナンバー）を告知しなければなりません。
- ③取引口座開設の際に告知を行っている場合は、取引の都度告知する必要はありません。ただし、マイナンバー制度導入に伴い、口座開設時に氏名および住所の告知を行っている個人も2016年以降は個人番号（マイナンバー）を証券会社等に提出する必要があります。ただし、既に金融機関等が個人番号（マイナンバー）を保有している場合は、提出不要です。

1 証券会社等に対する告知

①内容

- ・個人が国内において証券会社等から配当等や株式等の譲渡対価の支払を受ける際は、当該証券会社等に氏名・住所・個人番号（マイナンバー）を告知する必要があります。
- ・告知の際は証券会社等に一定の本人確認書類 **P.229** を提示します。
- ・原則として、配当等の支払確定日（株主総会日等）または譲渡対価の支払を受ける時までに告知します。

②告知不要

- ・取引口座開設の際に告知を行っている場合は、取引の都度告知する必要はありません。
 - ・マイナンバー制度導入に伴い、既に氏名および住所の告知を行っている個人も、2016年以降は個人番号（マイナンバー）を証券会社等に提出する必要があります。
- ただし、既に金融機関等が個人番号（マイナンバー）を保有しているときは、提出は必要ありません。

2 相対取引の場合の告知

①個人から個人に対する株式等の譲渡の場合

告知は不要です。

②個人から法人に対する株式等の譲渡の場合

個人から法人に対し本人確認書類を提示して告知を行う必要があります。

3 告知をする際の本人確認書類

国内に住所を有する個人が **1** の告知をする際は、次に掲げるいずれかの書類を提示します。

確認書類の種類	備考
個人番号カード	提示をする日に有効なもの
個人番号通知カード及び住所等確認書類	
住民票の写し（個人番号（マイナンバー）の記載のあるもの）及び住所等確認書類（住民票の写し及び住民票の記載事項証明書以外のもの）	住民票の写しや住民票の記載事項証明書については、提示をする日前6ヶ月以内に作成されたもの
住民票の記載事項証明書（個人番号（マイナンバー）の記載のあるもの）及び住所等確認書類（住民票の写し及び住民票の記載事項証明書以外のもの）	

住所等確認書類

次に掲げる書類（その者の氏名および住所の記載のあるものに限る）をいいます。

確認書類の種類	備考
個人番号カード（おもて面）	提示をする日に有効なもの
住民票の写し、住民票の記載事項証明書	提示をする日前6ヶ月以内に作成されたもの
戸籍の附票の写し、印鑑証明書	
国民健康保険の被保険者証、国民健康保険高齢受給者証、国民健康保険特別療養証明書、国民健康保険の退職被保険者に係る被保険者証	
健康保険の被保険者証、健康保険特別退職被保険者証、健康保険高齢受給者証、健康保険特別療養証明書、健康保険被保険者受給資格者票	
国家公務員共済組合の組合員証・組合員被扶養者証・高齢受給者証・特別療養証明書・船員組合員証・船員組合員被扶養者証・遠隔地被扶養者証・船員被扶養者証・任意継続組合員証	
自衛官診療証	
地方公務員共済組合の組合員証・組合員被扶養者証・高齢受給者証・特別療養証明書・船員組合員証・船員組合員被扶養者証・任意継続組合員証・任意継続組合員被扶養者証・遠隔地被扶養者証・船員被扶養者証	
私立学校教職員共済制度の加入者証・加入者被扶養者証、私立学校教職員共済資格喪失後継続給付証明書	
船員保険の被保険者証、船員保険高齢受給者証、船員保険被扶養者証	
健康保険日雇特例被保険者手帳	
介護保険の被保険者証	
後期高齢者医療の被保険者証	
児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、母子健康手帳、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳	
国民年金手帳、厚生年金保険手帳、船員保険年金手帳	
国税の領収証書、地方税の領収証書、納税証明書、社会保険料の領収証書	提示をする日前6ヶ月以内の領収日付の押印または発行年月日の記載のあるもの
運転経歴証明書	2012年4月1日以後に発行されたもの
運転免許証	
旅券（パスポート）（※1）	提示をする日に有効なもの
在留カード、特別永住者証明書	
官公署から発行され、又は発給された書類その他これらに類するもの（例 住民基本台帳カード、転出証明書など）	提示をする日前6ヶ月以内に作成されたもの（有効期間等のあるものについては、提示する日に有効なもの）

※1 2020年2月4日以降発行の旅券は税法上の住所等確認書類としては使用できなくなりました。

※上記各書類が顔写真ありの場合は1枚、顔写真なしの場合は2枚必要となります。

※上記各書類は、氏名および住所（告知すべき居住地等も含みます）の記載のあるものに限ります。

※「外国人登録証明書」もその有効期間内は、本人確認書類として使用可能です。

支払調書

POINT

- ①個人が株式の発行会社または証券会社等から配当等・利子等または譲渡対価の支払を受けた場合には、原則として、その者の住所・氏名・個人番号（マイナンバー）・支払金額等が記載された支払調書が株式の発行会社または証券会社等から税務署に提出されます。
- ②特定口座内の譲渡や特定口座（源泉徴収あり）で受入れた配当等・利子等については、支払調書は提出されません（なお、ここでは個人を対象とした支払調書について説明します。）。
- ③個人がFX業者を通じて為替取引を行った場合には、原則として、その者の氏名・住所・個人番号（マイナンバー）・取引の内容・決済損益等が記載された支払調書がFX業者から税務署に提出されます。

1 配当等または利子等にかかる支払調書

- ・個人が株式の発行会社または証券会社等から配当等・利子等の支払を受けた場合には、当該株式の発行会社または証券会社等から税務署に対してその者の住所・氏名・個人番号（マイナンバー）・支払金額等が記載された支払調書が提出されます。
- ・上場株式等の配当等及び特定公社債の利子にかかる支払調書は、金額の大小にかかわらず税務署に提出されます。なお、それぞれの支払調書の提出期限は、上場株式等の配当等にかかる支払調書については支払確定日から1ヶ月以内、特定公社債の利子にかかる支払調書については原則として支払確定日の翌年1月31日までとなります。

配当・分配金・利子にかかる支払調書の提出基準

商品	種類	提出基準
国内上場株式	配当	すべて（※1）
上場外国株式 （会社型投資信託を含む）		
公募株式投資信託		
	収益分配金 （特別分配金を除く）	
公社債の利子	利子	すべて（※1）（※2）
公社債投資信託の分配金	収益分配金	すべて（※1）（※2）

※1 特定口座（源泉徴収あり）で受取る配当等については、特定口座年間取引報告書が提出されるため、支払調書は提出されません。

※2 源泉分離課税の対象となる特定公社債以外の公社債の利子・公社債投資信託の収益分配金については、支払調書が提出されません。

2 譲渡対価にかかる支払調書

個人が証券会社等を通じて株式・公社債・投資信託等の譲渡対価の支払を受けた場合には、次のいずれかの方式により当該証券会社等から税務署に対して、その者の住所・氏名・個人番号（マイナンバー）・支払金額等が記載された支払調書が提出されます。

①原則（名寄せ）方式

1年間の株式等の譲渡について支払調書が作成され、支払確定日の翌年1月31日までに提出されます。

②特例方式

その支払ごとに支払調書が作成され、支払確定日の翌月末日までに提出されます。

※特定口座内の譲渡については、支払調書は提出されません。

※相対取引の場合において、買手が法人の場合には、譲渡を受けた当該法人から支払調書が提出されます。

3 特定口座を開設している場合

特定口座内の譲渡や、特定口座（源泉徴収あり）で受入れた配当等は、「特定口座年間取引報告書」が税務署に提出されるため支払調書は提出されません。

特定口座年間取引報告書の記載事項
・住所・氏名・生年月日・個人番号（マイナンバー）・口座開設年月日・源泉徴収選択の有無 ・譲渡対価の支払状況 （銘柄・株数・譲渡対価の額・譲渡年月日など。お客様宛の年間取引報告書は記載を省略することが可能） ・年間取引損益（譲渡対価の額・取得費等・差損益金額の合計）・源泉徴収税額 ・配当等の交付状況（銘柄・株数・配当等の額・交付年月日など）・源泉徴収税額 ・証券会社の名称、所在地など

4 先物取引にかかる支払調書

個人がFX業者を通じて為替取引を行った場合には、当該FX業者から税務署に対してその者の住所・氏名・個人番号（マイナンバー）・取引の内容・決済損益等が記載された支払調書が金額の大小にかかわらず提出されます。

また、令和2年度税制改正で、令和3年分からは、個人が仮想通貨交換所を通じて行った暗号資産デリバティブ取引（仮想通貨の証拠金取引）にかかる支払調書も同様に、金額の大小にかかわらず税務署に提出されます。

国外送金等調書

POINT

- ① 国外送金等調書制度は、海外での所得隠しや海外への資産隠し等を防止するための制度の一つです。
- ② 個人または法人が金融機関を通じて100万円超の国外送金等をした場合には、氏名または名称および住所、個人番号（マイナンバー）等を記載した告知書を金融機関に提出し、当該金融機関から税務署に対して国外送金等調書が提出されます。

1 国外送金等

国外送金等とは、国内から国外へ送金することおよび国外から国内への送金を受領することをいいます。

2 国外送金等をする者による金融機関に対する告知

① 内容

個人または法人（※）が国外送金等をする場合には、氏名または名称および住所、個人番号（マイナンバー）、取引の内容等を記載した告知書を金融機関に提出しなければなりません。

※公共法人、銀行、金融商品取引業者等を除きます。

② 告知不要

次に掲げる場合には、金融機関に告知書を提出する必要はありません。

- ・ 国内から国外へ送金をする者が自らの口座から国外へ送金をする場合
- ・ 国外から国内への送金を受領する者が自らの口座で送金を受領する場合

3 金融機関から税務署に対する国外送金等調書の提出

① 内容

個人または法人が金融機関を通じて国外送金等をした場合には、氏名または名称および住所、個人番号（マイナンバー）、取引の内容等が記載された国外送金等調書が当該金融機関から税務署に提出されます。

② 提出不要

個人または法人の国外送金等の額が100万円以下の場合には、金融機関から税務署に対する国外送金等調書は提出されません（金額は一取引ごとに判定します）。この場合でも、個人または法人からの金融機関に対する告知書の提出は必要です。

国外証券移管等調書

POINT

- ① 国外証券移管等調書制度は、海外での所得隠しや海外への資産隠し等を防止するための制度の一つです。
- ② 個人または法人が証券会社等を通じて国外証券移管等をした場合には、氏名または名称および住所、個人番号（マイナンバー）等を記載した告知書を証券会社等に提出し、当該証券会社等から税務署に対して国外証券移管等調書が提出されます。

1 国外証券移管等

国外証券移管等とは、国内から国外へ有価証券を移管することおよび国外から国内へ有価証券を受け入れることをいいます。

2 国外証券移管等をする者による証券会社等に対する告知**① 内容**

個人または法人（※）が国外証券移管等をする場合には、氏名または名称および住所、個人番号（マイナンバー）、取引の内容等を記載した告知書を証券会社等に提出しなければなりません。

※公共法人、銀行、金融商品取引業者等を除きます。

② 告知不要

次に掲げる場合には、証券会社等に告知書を提出する必要はありません。

- ・ 国内から国外へ有価証券を移管する者が自らの口座から国外へ移管する場合
- ・ 国外から国内へ有価証券を受け入れる者が自らの口座で有価証券を受け入れる場合

3 証券会社等から税務署に対する国外証券移管等調書の提出

個人または法人が証券会社等を通じて国外証券移管等をした場合には、氏名または名称および住所、個人番号（マイナンバー）、取引の内容、有価証券の種類・銘柄等が記載された国外証券移管等調書が当該証券会社等から税務署に提出されます。